

監 第 64 号
令和6年10月25日

雲南市長 石 飛 厚 志 様
雲南市議会議長 矢 壁 正 弘 様
雲南市教育長 小 田 川 徹 哉 様

雲南市監査委員 渡 部 彰 夫
雲南市監査委員 周 藤 正 志

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和6年度

財政援助団体等監査報告書

雲南市監査委員

目 次

第 1	監査の種類		1
第 2	監査の対象		1
第 3	監査の期間		1
第 4	監査の主な実施内容		1
第 5	監査の着眼点		2
第 6	監査の結果		3
第 7	むすび		5

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

第2 監査の対象

雲南市が令和5年度において補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助（以下、「補助金等」という。）を与えている団体から次の2団体の補助金等を選定し、監査対象とした。

団 体	財政的援助 等の形態	名 称	所 管 課（室）
公益社団法人 雲南市シルバー人材 センター	補助金	雲南市シルバー人材センター運営 事業補助金	健康福祉部 健康福祉総務課
	委託料	斐伊児童クラブ運営業務委託料	こども政策局 こども政策課
	委託料	道路用地等除草作業業務委託料	建設部建設工務課
	指定管理	雲南市掛合体育館	教育委員会 スポーツ文化振興室
一般社団法人 雲南市観光協会	補助金	雲南市観光振興対策事業費補助金	産業観光部観光振興課
	補助金	雲南市観光振興対策事業費補助金 （JR 職員派遣分）	
	委託料	近代たたら操業を含む体験及び周 遊ツアー検証にかかる企画運営業 務委託料	

第3 監査の期間

令和6年9月13日から令和6年10月8日まで

第4 監査の主な実施内容

雲南市が令和5年度において補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助（以下、「補助金等」という。）を与えているもの及び公の施設管理を行わせているものに対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

提出された監査資料等に基づき事務局職員による事前調査を実施し、監査当日は所管部局から聞き取りを行った。

また、対象の団体について現地調査を実施し、市から支出した財政的援助等に係る収支

の会計処理状況や出納関係帳票、領収書等の証拠書類の整備状況を確認した。

第5 監査の着眼点

1. 所管部局監査

【補助金等に関する事務】

- ① 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- ④ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 交付団体への指導監督は適切に行われているか。

【公の施設の指定管理に関する事務】

- ① 管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の選定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正か。
- ⑥ 事業報告書の閲覧、点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示が行われているか。

2. 外部団体等監査

【補助金等に関する事務】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ② 交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に処理されているか。
- ⑤ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。証拠書類等の整備、保存は適切にされているか。
- ⑥ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

【公の施設の指定管理に関する事務】

- ① 施設は関係法令の定めるところにより適切な管理がされているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金の設定、収納等は適正になされているか。
- ④ 利用促進のための努力はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- ⑥ 他の事業との会計区分は明確になっているか。

⑦ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第6 監査の結果

1 公益社団法人雲南市シルバー人材センター

財政的援助 等の形態	名 称	補助金等の額	所 管 課 (室)
補助金	雲南市シルバー人材センター運営 事業補助金	16,604,000 円	健康福祉部 健康福祉総務課
委託料	斐伊児童クラブ運営業務委託料	10,350,000 円	こども政策局 こども政策課
委託料	道路用地等除草作業業務委託料	19,161,774 円	建設部建設工務課
指定管理	雲南市掛合体育館	4,961,000 円	教育委員会 スポーツ文化振興室

(1) 所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められたが、次の監査所見に記載する事項については、適切な措置を講じられたい。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

〔監査所見〕

公益社団法人雲南市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、定年退職者等の高齢者に対して希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、就業その他の多様な社会参加活動を援助して健康で豊かな老後の充実を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とされている。

一般家庭や企業等の民間からの受注の他、全体の契約金額の約4割を市など公的機関から受託されている。そのような中で、市とシルバー人材センターとの連携が十分に行われていない点が複数見受けられた。業務の効率化や見直し、適切な事務処理等についてシルバー人材センターと定期的な打合せ等を行い連携強化に努められたい。

雲南市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱を高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（平成13年11月1日付厚生労働省発職高第170号厚生労働事務次官通知の別紙）に定める補助金交付対象と整合性が図られるよう見直されたい。

また、契約事務手続き等に不備の見られる課があった。雲南市契約規則等関係諸規定に基づく事務処理を徹底するよう改善を求める。

さらに、指定管理においては、令和4年度中に実施した耐震診断の結果から令和5年度

は施設の利用を一定程度制限しているが、その経過やシルバー人材センターとの協議の記録等が文書として作成されていなかった。利用料金はシルバー人材センターの収入となるため、利用制限は収益的に損失が発生する重大な事項である。責任の所在を明確にするため、文書による記録を作成されたい。加えて、基本協定書で定める月報等の業務報告を受けることなく、それに係る検査も実施していなかった。協定書に基づく事務処理を徹底するよう改善を求める。

(2) 団体監査（現地）の結果

補助金等に係る出納その他の事務について監査した結果、決算書類は公益法人会計基準及び公益社団法人雲南市シルバー人材センター財務（会計処理）規程に従って処理されており、市補助金及び委託料並びに公の施設管理についての事務処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部改善を要する点が見受けられた。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当者に個別に指導したので記述を省略した。

〔監査所見〕

シルバー人材センターの目的に沿って会員の拡大に合わせて就業開拓推進員を6地域に配置する等の就業機会の拡大に取り組まれている。その取り組みの結果、コロナ禍により低下していた派遣件数・契約も少しずつ回復し、令和5年度においては93.0%と高い就業率となっている。会員の就業率を維持するため引き続き就業開拓等に積極的に取り組まれたい。

会計事務は適正に処理されているが、事業ごとの収支状況（セグメント情報）を把握するには複雑な事務処理が必要となっている。容易に把握できるよう会計事務処理方法の見直しを検討されたい。

2 一般社団法人雲南市観光協会

財政的援助等の形態	名 称	補助金等の額	所 管 課（室）
補助金	雲南市観光振興対策事業費補助金	39,574,000 円	産業観光部 観光振興課
補助金	雲南市観光振興対策事業費補助金（JR 職員派遣分）	3,596,000 円	
委託料	近代たたら操業を含む体験及び周遊ツアー検証にかかる企画運營業務委託料	2,000,000 円	

(1) 所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められたが、次の監査所見に記載する事項については、適切な措置を講じられたい。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

〔監査所見〕

一般社団法人雲南市観光協会（以下「観光協会」という。）に対して、雲南市観光振興対策事業費補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき運営費補助金を交付することとされているが、交付要綱には具体的な事業内容や補助対象経費、その交付の率が定められていない。そのため補助金の算定根拠が不明確である。観光協会は、その運営資金のほとんどを運営費補助金によって賄われているため、補助金の交付及び執行に疑念を持たれることのないよう交付要綱の改正を検討されたい。また、その運営に関して、より透明性が確保され適正な運営が行われるよう、適宜、観光協会に対し適切な指導監督をされたい。

（２） 団体監査（現地）の結果

補助金等に係る出納その他の事務について監査した結果、決算書類は公益法人会計基準及び会計処理規則に従って適切に処理されている。また、会計は事業ごとに分けて管理され、市からの補助金等による事業の執行及び事務処理は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当者に個別に指導したので記述を省略した。

〔監査所見〕

各種の自主事業や受託事業を実施され、観光資源の開発や観光客の誘致及び宣伝に努められている。本市の観光振興の中心的存在である観光協会と市の果たすべき役割の棲み分けを行い、観光協会が行う活動の更なる充実を図り、観光事業の発展と地域振興の推進に取組まれたい。

第７ むすび

市からの財政的援助等は、その形態にかかわらず、市の貴重な財源によって実施されるものであるため、市は、対象団体が財政的援助等の目的に沿って、事業を実施しているかを適切に指導監督する必要がある。

１ 補助金について

補助金の交付にあたっては、補助要件、交付額が適正であることに加え、対象団体が実施する事業の補助対象経費区分を明らかにする必要がある。提出された交付申請書や実績報告書に補助対象経費と対象外経費が明確に区別され計上しているかを確認し、適正な事務処理を行うよう指導監督に努められたい。

２ 指定管理について

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。市は施設の設置者として、

指定管理者による管理・運営が協定書・仕様書等に基づき適正に行われているか、事業収支は適正か、利用者に対してサービスが安定的に提供されているか等について、常に点検・調査し、指定管理者による管理・運営の実態把握に努められたい。